

公益社団法人 宮崎労働基準協会定款

平成25・4・1

改正 平成25・6・14

改正 令和元年・6・12

改正 令和5年・6・20

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、公益社団法人宮崎労働基準協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第二条 本会は、主たる事務所を宮崎県宮崎市に置き、本部事務所と称する。

2 従たる事務所については、理事会の決議により別に定める。

(目的)

第三条 本会は、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令の普及に努め、一般労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持増進を図ることにより、不特定かつ多数の労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法その他の労働基準関係法令、通達等の普及、啓発支援事業
- 二 産業安全、労働衛生についての調査、研究、指導、顕彰の事業
- 三 賃金その他一般労働条件の確保・改善、労務管理及び労災補償に関する調査、研究、指導、顕彰の事業
- 四 労働安全衛生法及び関係法令、指針、ガイドライン、通達等に定める技能講習及び教育・訓練の事業
- 五 会報、資料配布等による広報の事業
- 六 本会の目的に沿った内容の国および団体からの受託事業
- 七 関係行政機関及び関係諸団体との連絡・提携に関する事業
- 八 会員である事業主から委託を受けて行う労働保険事務組合に関する事業
- 九 当会の目的に沿った出版及び書籍その他の物品販売の事業
- 十 その他本会の目的を達成するため又は推進するために必要な事項

2 前項の事業は、宮崎県内で行うものとする。

(事業年度)

第五条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(倫理)

第六条 本会は、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に定める公益目的事業の達成と社会的信用の維

持向上に努めるものとする。

第二章 会員

(会員の種別と権利)

第七条 本会の会員は、宮崎県内の労働基準法適用事業場又はこれに準ずる者であって、本会の目的に賛同して次条の規定により会員となった団体又は個人とする。

2 本会の会員は、次の2種とする。

一 正会員 前項の規定により入会した団体又は個人

二 賛助会員 前号以外の団体、又は個人であって、本会の目的に賛同し、会長が加入を認めたもの

3 前項のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

4 会員は、総会に出席する権利並びに支部総会に出席する権利を有するほか、次に掲げる権利を有する。

一 会長に対して、事業及び会計についての具体的な情報の開示を請求することができる。但し会長は、関係個人又は企業のプライバシー・企業秘密に関する情報、入札過程にある事案等の本会の運営に関わる機密情報、意思決定の中立性が不当に損なわれ会員に誤解と混乱をもたらす恐れのある情報については非公開とすることができる。

二 本会の機関を通じ、本会の事業全般について意見を述べ、又は提案することができる。

三 機関紙を無料で定期購読できること、優先して相談窓口等を利用できること、及び一定の行事参加、講習等において会員割引制度がある場合、それを享受することができる。

第三章 入会及び脱会

(入会)

第八条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を最寄りの支部長経由で会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人等の会員で、法人格の変更、合併その他の組織変更があった場合、会員資格を同一とみなして継承させることが相当と会長が確認して事後に理事会の承認を得ることにより、当該人の会員資格を継承させることができる。

(脱会)

第九条 会員は、脱会届を支部長経由で会長に提出することにより任意に脱会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは資格を喪失する。

一 前項の規定により脱会したとき

二 死亡・失踪宣告又は解散、消滅、閉鎖、移転等によりその存在が無くなったとき

三 会費を1事業年度を超えて滞納したとき

四 第11条の規定により除名されたとき及び総正会員が同意したとき

3 会員が資格を喪失したときは、本会の会員としての権利を失い、義務を免れる。

4 前条の入会手続き、会員名簿管理及び第1項の脱会手続きは、理事会決議により別に定める。

(会費)

第十条 会員は、総会の決議により別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

(除名)

第十一条 会員が本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反するような行為をしたときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

2 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知するものとする。

第四章 役員等

(役員の種類及び定数)

第十二条 本会に次の役員を置く。

- 一 理事 20名以上30名以内
- 二 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、1名を専務理事とし、1名を常務理事とすることができる。3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法上第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選出)

第十三条 理事及び監事は、総会の議決によって会員のうちから選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務と権限)

第十四条 理事は、理事会を構成し、定款に定めるところにより業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本会を代表し業務執行を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の命を受けて本会の業務を執行する。また会長に事故あるときはその業務執行に係る職務を代行する。
- 5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。また専務理事が事故あるときはその業務執行に係る職務を執行する。
- 6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会において報告しなければならない。

(監事の職務と権限)

第十五条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 理事の職務執行状況を調査し、法令の定めるところにより監査報告を作成すること
- 二 理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況について調査をすること
- 三 総会及び理事会に出席し、必要あるときには意見を述べること
- 四 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- 五 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。但し、その請求が

あった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること

六 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告すること

七 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第十六条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再選を妨げない。

2 役員は任期満了後、新たに、役員が選任されるまで、引き続きその職務を行うものとする。

3 役員任期により欠員を生じたときは、総会においてその補充選任が行われる日まで、会長が指名した後任者をもって引き続きその職務を行わせるものとする。

4 補欠のため就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

5 役員在任年齢または在任期間の上限に関するについては、理事会の議決を得て会長が別に定める。

(役員解任)

第十七条 役員で本会の名誉をき損し、又は、本会の目的に反するような行為があったときは、総会の決議により解任することができる。ただし監事を解任する場合には第26条第2項第2号に定めるところにより特別決議を必要とする。

(顧問)

第十八条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(報酬等)

第十九条 役員は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては総会の決議により別に定める報酬を支給することができる。

2 顧問は、無報酬とする。

第五章 総会

(構成)

第二十条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第二十一条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- 一 会費の金額の決定及び「会費規程」の制定・改廃、会員の除名
- 二 理事及び監事の選任及び解任
- 三 役員報酬等の額の決定及び「役員報酬規程」の制定・改廃

- 四 各事業年度の事業報告及び決算の報告
 - 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
 - 六 定款の変更
 - 七 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - 八 解散、公益目的取得財産残額の贈与又は残余財産の処分
 - 九 長期借入金又は重要な財産の処分若しくは譲り受け
 - 十 前各号に定めるもののほか、「法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、総会においては法令に別段の定めがある場合を除き、第23条第3項の書面に記載した総会の目的たる事項以外の事項は決議することができない。

（種類及び開催）

第二十二條 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

- 2 定時総会は、毎年1回6月に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - 一 理事会において開催の決議がなされたとき
 - 二 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を掲載した書面により、招集の請求があったとき
- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の各号の一に該当する場合には、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招集）

第二十三條 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の請求が会ったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第二十四條 総会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第二十五條 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第二十六條 総会の決議は、この定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第二十七条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条第1項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第二十八条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び出席した会員又は理事の中からその総会において2名以上の議事録署名人を選出し、議事録署名人は議事録に記名押印又は署名するものとする。

第六章 理事会

(構成)

第二十九条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第三十条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- 四 定款の執行に必要な規程の制定・改廃に関すること
- 五 その他本会の運営に関し会長が必要と認めたこと

(種類及び開催)

第三十一条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、6月、概ね10月及び3月の時期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- 一 会長が必要と認めたとき
 - 二 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
 - 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - 四 第15条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第三十二条 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、前条第3項第3号による場合は理事が招集し、同項第4号による場合は監事が招集する。

2 会長は、同項第2号又は同項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第三十三条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第三十四条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の採決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることはできない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案事項について議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第三十五条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 代表理事及び監事は、議事録に署名し、又は記名押印するものとする。

第七章 支部

(支部)

第三十六条 支部に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

第八章 専門部会

(専門部会)

第三十七条 本会の事業である労務管理、安全・衛生等の専門分野の議題を研究・協議するため、会長が委嘱する委員で構成する次の各号に掲げる専門部会を置く。

- 一 総務部会
- 二 労務管理部会
- 三 安全・衛生部会
- 四 その他理事会が必要と認めた部会

2 前項の部会の業務の内容及びその運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第九章 事務局

(事務局)

第三十八条 本会の事務を処理するため、事務局として本部事務所に本部事務局を置き、職員を配置する。

2 一般法人法第90条第4項第3号に掲げる「重要な使用人」は本部事務局長とし、会長が理事会の承認を得て選任及び解任する。

3 (削除)

4 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

5 労働保険事務組合に関する事務処理方法は、理事会の決議により定める「労働保険事務組合事務処理規約」による。

第十章 資産及び会計

(資産)

第三十九条 本会の資産は会費、事業収入、資産から生じる収入、寄付金、その他の収入とし、理事会の定めるところにより会長が管理する。

2 寄付の申出のあった金銭及び物件は、理事会の承認を経て受領する。

(経費の支弁)

第四十条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第四十一条 本会の事業計画及び予算（資金調達及び設備投資の見込みを含む）については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け直近の総会に報告するものとする。

2 前項の書類は、毎事業年度の開始日の前日までに宮崎県知事に提出しなければならない。また、本会の電子公告及び主たる事務所に備え置き、当該年度が終了するまでの間、一般の閲覧に供する。

(会計処理規程)

第四十二条 本会の財産の管理・運用は専務理事が行うものとし、会計処理の方法は、理事会の決議により定める「会計処理規程」による。

(事業報告及び決算)

第四十三条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査並びに理事会の承認を得たうえで総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第5号までの書類については承認の決議を得なければならない。

- 一 事業報告及び附属明細書
- 二 正味財産増減計算書及び附属明細書
- 三 貸借対照表及び附属明細書
- 四 財産目録

- 五 その他理事会が必要と認めたもの
- 2 前項の書類及び次の書類について本会の電子広告及び主たる事務所に5年間（正味財産増減計算書及び貸借対照表は10年）備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 一 監査報告
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 三 役員報酬等の支給基準を記載した書類
 - 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額算定）

第四十四条 会長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における法令による公益目的取得財産残額を算定し、前条第1項の書類に記載するものとする。

第十一章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第四十五条 当定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散、残余財産の贈与）

第四十六条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 3 本会が解散等による清算時に有する残余財産は、総会の決議を経て類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第十二章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第四十七条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

（個人情報の保護）

第四十八条 本会は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

（公告）

第四十九条 本会の公告方法は、電子公告とする。

第十三章 雑則

(施行細則)

第五十条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この定款は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(代表理事)

第三条 本会の最初の代表理事は、井上浩一（会長）とする。